

寝屋川市みんなのまち基本条例

検証結果提言書

(案)

平成 29 年 11 月

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の考え方	2
3	条例の検証	3
	(1) 条文全般の検証	3
	(2) 前文の検証	4
	第1章 総則	
	(3) 第1条の検証	9
	(4) 第2条の検証	10
	(5) 第3条の検証	13
	第2章 協働	
	(6) 第4条の検証	13
	(7) 第5条の検証	16
	(8) 第6条の検証	16
	(9) 第7条の検証	17
	(10) 第8条の検証	19
	(11) 第9条の検証	19
	(12) 第10条の検証	20
	(13) 第11条の検証	21
	第3章 市民	
	(14) 第12条の検証	22
	第4章 議会	
	(15) 第13条の検証	25
	(16) 第14条の検証	28
	(17) 第15条の検証	29

第5章 行政

(18) 第16条の検証	31
(19) 第17条の検証	33
(20) 第18条の検証	33
(21) 第19条の検証	34
(22) 第20条の検証	36
(23) 第21条の検証	37
(24) 第22条の検証	38
(25) 第23条の検証	39
(26) 第24条の検証	39

第6章 条例の実効性の確保等

(27) 第25条の検証	40
(28) 第26条の検証	42
(29) 第27条の検証	43
4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況	45
5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿	46
6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則	47

1 はじめに

寝屋川市の自治の基本理念を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）が平成 20 年 4 月に施行されてから、今年で 10 年目を迎えました。

この間、人口減少や少子高齢化が進行するなど、市を取り巻く状況が常に変化する中、市では、安全で安心できるまちづくり、市民が主役のまちづくりなど、様々な取組を推進してきました。また、地域のニーズ・課題に応じたきめ細かなまちづくりを担う地域協働協議会が市内全小学校区で設立され、活動が行われるなど、市内全域で地域協働の基盤が整ってきています。

社会情勢の変化などに応じて、この条例をより良いものにしていくため、条例の第 27 条では「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。」と規定しています。平成 20 年度の条例施行から 5 年目であった平成 24 年度に 1 回目の検証を行いました。

平成 29 年度は、平成 24 年度の検証から 5 年目となることから、平成 29 年 8 月に寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会を設置し、全 6 回の会議を開催しました。市民、議会、行政のそれぞれの立場から条例の検証を行い、議論を重ね、その結果を本提言書として取りまとめました。

条例の見直しに際し、本提言書の内容が反映され、いかされること、また、寝屋川市における「みんなが誇れる住みよいまちの実現」に向けた取組が更に活発に行われることを期待します。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会

2 検証の考え方

みんなのまち基本条例を検証するに当たって、以下の4つの視点に基づき、検証を行いました。

(1) 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気動向の不確実性、災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

(2) 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかどうかの視点で検証

(3) 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化及び平成31年度の中核市への移行に向けた取組を進めている現状などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

(4) 基本条例として、ふさわしい規定となっているか

条例は、条例原案を公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることなどから、制定当時の思いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいかどうかの視点で検証

3 条例の検証

(1) 条文全般の検証

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 条文の末尾が、ほぼ全ての条項で「～ものとする」となっている。条文の内容によっては、「～しなければならない」とより強い表現とするよう検討しても良いのではないか。特に第4章議会及び第5章行政については、より強い表現とする方が良いと考える。
- 市民が見て分かりやすい条例となるよう、条文の末尾を「～します」とし、です・ます調の書きぶりを検討しても良いのではないか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 「～とする」条項については、法令上の理解では当然義務付けがされているというのが基本的な考え方であるため、条項の多くが「～ものとする」となっているとしても法令上問題ないと考ええる。
- 理念条例として、市民、行政、議会が対等な立場で条例を制定するということを具体的に表現するよう検討した結果、それぞれが対等な立場で「～ものとする」と申し合わせたのではないかと考える。
- 行政の責務等について、条文上は「～ものとする」となっているが、逐条解説では「～しなければならない」に近い、より強いニュアンスとして説明している箇所もあるため、逐条解説の説明でニュアンスの強弱が分かるようにすれば良いのではないか。

その他

- 行政に関する条文の全てを「～しなければならない」とするのではなく、内容を見て場合分けする必要があると考える。

<検証委員会としての意見>

第2回No.8、第4回No.1【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、各条文の関係や各条文での検討、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

(2) 前文の検証

(現行条文)

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、
環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、
人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 前文の中で「地域」という表現が使われているが、市全体を指す意味での地域なのか、より狭い範囲での特定の地域なのか、どこまでの範囲を対象としているか分かりにくい箇所が見受けられる。
- 地域がどこまでの範囲を対象としているか分かりにくい箇所（前文の「地域」、第4条の「地域」）について、もう少しはっきりさせた方が良くはないか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 前文における「地域」は市全域と思われる。

< 検証委員会としての意見 >

第2回No.1 【改正の必要性はない】

本市では、本条例施行後に、全小学校区において地域協働協議会が設立され、活動が行われるなど、地域協働の取組が活発になってきている。このような状況から、本条例における「地域」について、「市域全体としての地域」であるのか「狭い範囲の地域」であるのかを整理する必要があるため、それぞれの「地域」の範囲について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考えられる。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 前文の文章に主語がある箇所とない箇所がある。
- 前文4段落目「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深める…」の主語が誰なのか、意味が少しとりづらいように感じる。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- みんなのまち基本条例前文の主体は「私たち（＝市民、議会、行政）」であると理解している。

< 検証委員会としての意見 >

第2回【改正の必要性はない】

前文の規定の主体は基本的には「私たち」であるため、現行のとおりで良いと考えられる。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 協働の先の目指すべき姿の理念として、「協創」に関する記述を条文に盛り込んではどうか。
- 「協創」という語句は一般的ではないため、「ともに作り上げる」という表現でも良いのではないかと考える。現行の条例では前文の1か所しか記載がないが、条例本文の中でも使用するのであれば、「協創」の定義を明記する必要があるのではないか。
- 「協創」について、協働から一步踏み出した先に、みんなで共に考え共に行動しましょうという思いを込めて「協創」という文言が前文で使われているが、本条例が理念条例であることを踏まえ、現状はまだ「協働」から「協創」へは至っていないかもしれないが、将来の目指すべき姿として何かしら本条例に盛り込むことはできないか、検討してはどうか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 本市において地域協働の取組が一定定着し、進んできた実感はあるが、地域に協働が根付き、地域における協働が当たり前というところまでには至っていないように思われる。「協創」が協働の先の新たな段階として位置付けられるにはもう少し時間を要するのではないかと考える。
- 本市における協働の主な取組の状況を見ても、協働の取組が十分成熟しているとは言えず、次のステップとしての協創へはまだ至っていないのではないかとと思われる。
- 本市における協働の取組の現状を考えると「協創」は、条文に書き込むというより、前文に掲げる今の形でいいのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 3 回 No. 3 【改正の必要性について引き続き検討】

協働の先の目指すべき姿の理念として、「協創」に関する記述を条例に規定するかについて、本市の現状とともに条文全体の検討を踏まえ、引き続き検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

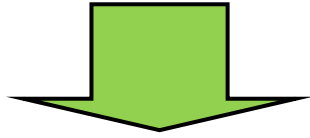
- 本市の人口については、平成 7 年をピークに減少が始まり、一定の期間が経過し、また少子高齢化が進行していることから、前文 3 段落目「急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど」の表現を変更してはどうか。
- 「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」における条文の検証の意見 1 では、前文 3 段落目「急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど」を「急激な都市化を乗り越え、人口減少・少子高齢化が進行するなど」に変更してはどうかとあるが、「急激な都市化を乗り越え」以降の文章のつながりについて、もう少し表現を検討した方が良いのではないか。
- 前文 2 段落目に「様々な市民活動が広がりを見せています」という現況の説明があるので、人口減少が始まる、少子高齢化が進んでいるという流れにつなげるようにすれば、現在の状況の説明としてスムーズにつながるのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 2 回 No. 2、第 3 回 No. 1 【改正した方が望ましい】

本市の人口は、平成 7 年をピークに、国や大阪府に先行して人口減少の局面に入ってから、約 20 年もの年月が経過している。国により地方創生が推進される中、本市においても「人口ビジョン」を策定しており、本格的な少子高齢化を迎えている現状をより正確に反映した表現とすることは望ましいと考えられる。

また、歴史的事実である過去に関する内容と現在の状況に関する内容を切り分けるなどの視点を踏まえて、文言の整理をし、次のとおり変更した方が望ましいと考えられる。



【変更案】

(前文第3段落)

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 前文4段落目「豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。」の部分で、この「誇り」というのは、どこにかかるものか分かりづらいのではないか。
- 「豊かな文化風土」を誇りとするのか、「このまち」を誇りとするのか、それともその全てにかかるものなのか、意味が少しとりづらいように感じる。

現状のままで良い(変更する必要なし)

- 前文4段落目の「誇り」について、思いとしては全てにかかると思われるが、通常の記事解釈であれば「このまち」を誇りとするものとする。

< 検証委員会としての意見 >

第2回No.3 【改正の必要性はない】

誇りとするのはこのまちであることを、「みんなのまち基本条例の解説」(逐条解説)に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

第1章 総則

(3) 第1条（目的）の検証

（現行条文）

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 「市民、議会及び行政」の読点の使い方は適切か。文章の中で言葉の切れ、続きを明らかにしないと誤解される恐れのある場合に読点を使い、名詞の羅列、並列になるときは、中点等でつなげる方がよいと思われるため、「市民・議会及び行政が、…」とした方がよいのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第2回No.4 【改正の必要性はない】

法律の文章では、名詞を並列して用いる場合、その並列する名詞が二個のときは読点を用いなくて、「及び」、「又は」などの接続詞でつなぐが、三個以上の名詞のときには、最後の名詞は読点を用いずに接続詞でつなぎ、その前に並列する名詞は読点で結ぶこととなっているため、現行のとおりで良いと考えられる。

(4) 第2条（定義）の検証

（現行条文）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第7号「協働」の説明について、「対等な立場で協力して」とあるが、あえて「対等な立場」という表現を明記する必要性があるのか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 条文の検証の中で、「対等な立場で協力して」という規定の意味を確認することは大切であると思うが、仮に「対等な立場で」という文言を削除するとなれば、削除する合理的な理由を整理する必要があるのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 2 回 No. 6 【改正の必要性はない】

協働は、対等な立場であることが前提であり、委任など、関係者間の関係性が対等な立場ではないものがあることから、定義として明示するため、現行のとおりで良いと考えられる。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第 7 号「協働」の説明の中で、「市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人」とあり、第 3 条では「市民、議会及び行政」となっており、表現が不一致（第 3 条のみに議会が入っている）である。表現の整合を図る必要があるのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 2 回 No. 7 【改正の必要性はない】

第 2 条の協働の定義は、市民検討委員会の最終報告書の定義を基に作成されたものであるため、現行のとおりで良いと考えられる。

また、第 3 条については、第 3 章以降の、「市民」「議会」「行政」につなげるための表現であるため、現行のとおりで良いと考えられる。

【備考：市民検討委員会の最終報告書から抜粋】

市民、行政、地域づくりにかかわるさまざまな主体が互いに尊重し合い、それぞれの役割と責任を分担し合い、対等な立場で共通の目的を達成するために協力すること、あるいは公共サービス供給などの活動を行うことをいいます。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第 4 号「まちづくり」の説明の中で、「公共の福祉」とあるが、定義としては他の表現を検討しても良いのではないかと感じる。この表現だと「公共の福祉を増進するあらゆる取組み」というのは、都市計画等に限られるように感じる。

- 「まちづくり」という言葉は条文の中でもいくつか使われているため、逐条解説による詳しい説明だけでなく、条文の規定として明記した方が良いのではないか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 「公共の福祉」については、都市計画等だけの話ではなく、地方自治の根幹を広く捉えた定義であると考えするため、現行のとおりで良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第2回No.5、第3回No.5 【改正の必要性について引き続き検討】

「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）によると、「まちづくりとは、公共の福祉を増進する、あらゆる取組」をいうとしており、都市基盤の整備といったハード面から、教育、福祉、環境などソフト面まで幅広く捉える旨が記載されている。

「まちづくり」の定義について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）による説明が充分かについて検討し、また、その説明を条文の規定として明記するかについても検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第3号「行政」の定義について、定義の中に市職員のことを記載した方が良いのではないか。また、補助機関とあるが、分かりづらいのではないか。
- 行政というと市民に身近な存在として市の職員のことを思い浮かべるため、定義の中に市職員のことを記載した方が良いと考える。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.4 【改正の必要性はない】

補助機関の定義について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

(5) 第3条（基本理念）の検証

（現行条文）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

<検証委員会としての意見>

【改正の必要性はない】

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考える。

第2章 協働

(6) 第4条（市民相互の協働）の検証

（現行条文）

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

○ 本市では、平成27年4月をもって、市内全小学校区において地域協働協議会が設立され、住民同士や団体が協力・連携し、地域の特色をいかした活動を行っている。本条例において、地域協働協議会の位置付けを明確にすることは、今後の地域協働の推進につながる重要な指針になるものとする。

今後更に地域協働を推進するため、同協議会の活動の位置付けを明確にするものとして、第4条に次の2項を追加してはどうか。

- 3 市民は、地域課題に取り組むため、地域団体や住民で構成し自発的に活動していく組織（以下「地域協働協議会」という。）を設置することができる。
- 4 行政は、地域協働協議会の活動に関し、必要な支援を講じるものとする。

- 本条例をより身近なものとし、協働を推進するために、地域協働協議会について明確にするよう、条文に規定した方が良いと考える。
- 本市における地域協働協議会の発足状況を鑑みると、「設置することができる」という表現は違和感を感じる。現実的に市内全小学校区で地域協働協議会は設置されており、それも踏まえ表現を検討する必要があるのではないか。

その他

- 地域協働協議会を基本とした、新たな地域づくりに関する条例が必要と考える。他の自治体の事例でいうと、池田市では地域コミュニティ組織の活動を推進し、地域分権の推進に関する条例を制定している。

<検証委員会としての意見>

第3回No.6、No.7【改正した方が望ましい】

現在、市内全小学校区において地域協働協議会が既に設置されているため、地域協働協議会に関する内容について、追加した方が望ましいと考える。



【追加案①】第10条への追加

（市民活動の尊重等）

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

2 行政は、地域協働協議会（様々な地域課題に取り組むため、一定の地域団体や住民で構成し自発的に活動する団体をいう。）の活動に関し、必要な支援を講じるものとする。

◆ 主な意見

- 第2項に「市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。」とあり、第10条には「行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、市民と行政とで「自立」と「自律」を意図的に使い分けているのか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.8 【改正の必要性はない】

第10条については、自分たちが自らルールを守り、一方的に主張するのではなく、相手の主張を聴きながら活動する必要がある等の議論を経て、本条例制定当時から規定されているものであり、市民検討委員会からの報告書においても「自律」とされている。

第4条第2項は、平成24年度の条例検証を経て、平成25年4月から追加された条文であり、地域の課題に市民が自ら取り組み、自分たちでまちづくりに努めるという意味から「自立」とされているため、現行のとおりで良いと考えられる。

【参考】

〔自立〕 他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。

〔自律〕 外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること。協働は、対等な立場であることが前提であり、委任など、関係者間の関係性が対等な立場ではないものがあることから、定義として明示するため、現行のとおりで良いと考えられる。

◎ その他の意見

- ・ 政策形成過程への参画手法として、パブリック・コメント手続があるが、市民からの回答が0件であるものや、多いものでも100件程度に留まっている。協働を推進するに当たってはコマーシャル性を持たせるよう取り組んだ方が良いと考える。
- ・ 計画策定に当たっては、市がまず案をつくり、その案に対して市民へパブリック・コメントを求めるといった形が一般的で、市民が後追的に行政の計画案をチェックすることが多いが、計画段階から市民に意見を求め、意見を市政運営にいかすように取り組む手法もあり、行政と市民が共に考え共に行動する、「協働」から「協創」

への理念に通じるものがあるのではないか。

- ・ 地域協働協議会について、自治会やPTAなどの地域における既存の団体との関係性を整理し、「協働」から「協創」へのステップを地域が団結して取り組むべきと考える。

(7) 第5条（市民と行政の協働）の検証

（現行条文）

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第2項の規定について、行政は「努めるものとする」で良いのか。行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

<検証委員会としての意見>

第3回No.2【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

(8) 第6条（安全・安心の向上）の検証

（現行条文）

第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第2項の規定について、行政は「取り組むものとする」でよいのか。行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方がよいのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◆ 主な意見

防災の取組では自助・共助・公助が重要となるが、災害発生時には公助が被災者へ十分行き届かない可能性も想定され、防災グッズの配布など、市は事前に自助力を高める公助の取組に努める必要があると考えるため、その旨を条文の逐条解説に記載してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.9 【改正の必要性はない】

公助の取組について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することが望ましいと考える。

(9) 第7条（透明性の確保等）の検証

（現行条文）

- 第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。
- 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。
 - 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 市が保有する情報を、市民が共有することは重要であり、この視点を入れてはどうか。
- 見出しが透明性の確保等となっており、透明性を確保する上で基本的に情報は共有すべきと考える。市が保有する情報を市民が共有することが重要であり、その視点を盛り込んだ方が良いのではないか。市は保有する情報を積極的に共有するよう努めるべきである。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.10 【改正の必要性はない】

行政と市民との情報の共有については、第7条第1項に規定があるため、現行のとおりで良いと考える。

また、透明性の確保等に関する行政と市民との積極的な情報共有の必要性について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説を記載しているが、その内容が充分であるか検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 情報の共有について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第3項について、「経過、内容、効果等」とあるが、「効果等」の中には「費用対効果」と「成果」が含まれると考えるため、具体

的に「費用対効果及び効果」と表記した方が良いと考える。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.11 【改正の必要性はない】

「効果等」の意味について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

(10) 第8条（情報公開）の検証

（現行条文）

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 情報公開について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

(11) 第9条（個人情報の保護）の検証

（現行条文）

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 個人情報の保護について、行政の責務として、「～しなければな

らない」と強調した方が良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

(12) 第10条（市民活動の尊重等）

（現行条文）

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

◆ 主な意見

- 「必要に応じて」とあるが、あえて記載する必要があるのか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.12 【改正の必要性はない】

行政は、市民活動を尊重し、活動を支援するよう努める必要があるが、市民の活動の自主性・自律性を尊重し、円滑な活動を阻害することがないように、必要に応じた適切な支援であることが求められることから、その旨を明示するため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 市民活動の尊重等について、市民活動を支援する行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◎ その他の意見

- ・ 市民活動を尊重することは大切だが、ノウハウを持った人が地域にあまりいない現状がある。行政も地域に関わりを持ち、地域に人が集まる仕組みづくりを考える必要があるのではないかと。
- ・ 条例制定当時の思いの資料では、行政が市民活動に対して関わり合いを無理に持つてはならないのではないかと意見があるが、市民が自立して活動するためには、行政と市民間の情報共有を密にし、相互に連携して取り組む必要があると考える。

(13) 第 11 条（市民参画の推進）

（現行条文）

第 11 条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第 1 項について、行政の責務として、「～しなければならない」と強調した方が良いのではないかと。

< 検証委員会としての意見 >

第 3 回 No. 2 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第 1 項について、「行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。」という表現は、行政は市民が参画する機会を与えますよと高圧的に言っているようにも読め、行政の

方が上の立場にあるような印象を受けるため、表現を検討してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.13 【改正の必要性はない】

本条文は、市政運営に、一部の市民のみだけではなく、全ての市民が公平に参画できる機会を確保することは行政の責務であることを規定しているものであるため、現行のとおりで良いと考える。

また、市民が公平に参画できる機会の確保について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説が記載されているが、その内容が充分であるか検討した方が良いと考える。

◎ その他の意見

- ・ 市民が参画できる場を行政が提供するという視点は、協働を進める上で大切であると考えます。

第3章 市民

(14) 第12条（市民の役割及び責務）

（現行条文）

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

◆ 主な意見

第2項について、「市民は、市民活動の役割を認識し」とあるが、市民活動の役割とは何か分かりづらいのではないかと。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.16 【改正の必要性はない】

市民活動の役割の内容について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で市民の権利について触れているが、「権利」を持つのであれば「責任」が発生するものと考えるため、書きぶりが逆の方が良いのではないか。
- 権利の前に「責任」のことが先に記載され、強く印象付けられているように感じる。また、第2項に役割について記載があるが、そちらを権利や責任のことよりも先に規定しても良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.14 【改正の必要性はない】

第12条は市民の役割及び責務を規定しており、第1項では、市民の役割及び責務を規定する前提として、自己の発言及び行動に責任を持った上でまちづくりに参画する権利を有する旨を定めているため、現行のとおりで良いと考える。

【備考：市民検討委員会の最終報告書（8ページ）から抜粋】

(5) 基本理念

わたしたち市民は、まちづくりの主役であり、自らの発言と行動に責任を持つことを前提として、まちづくりに参画する権利を保障されます。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 「第3章 市民」では、第12条の市民の役割及び責務についてのみ規定されているが、「第2章 協働」の第4条でも市民の規定があり、分けて規定するよりも同じ箇所で規定した方が分かりやすいのではないか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 本条例の構成として、協働に重点を置くため、協働に関する内容を「第2章 協働」としてあえて前半部分に規定し、第3章の市民に関する規定と区分するように構成されているが、条例制定時の経

緯を踏まえ、逐条解説の中で説明を工夫するなどの検討は必要かと考える。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.17 【改正の必要性はない】

本条例は、協働に重点を置くため、協働に関する内容を「第2章 協働」としてあえて前半部分に規定し、市民に関する規定と区分するように構成されている。このような条例制定当時の経緯を踏まえ、現行のとおりとし、それらの説明については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第12条の見出しが、「市民の役割及び責務」となっており、「権利」が入っていない。市民は権利を有しているということが重要であると考えため、見出しに権利を記載しても良いのではないか。若しくは、市民の役割、責務と分けて別途権利に関する条項を設けても良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第3回No.15 【改正の必要性はない】

第12条は見出しのとおり、市民の役割及び責務について規定するものであり、第1項の規定は、市民の役割及び責務の前提として権利について定めているものである。

第1項の規定に関する検討状況により、見出しに「権利」を加えるか、また市民の権利に関する条文を別途規定するかについては、引き続き検討を行うことが望ましいと考える。

第4章 議会

(15) 第13条（議会の役割）

（現行条文）

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で「様々な意見」とあるが、もう少し詳細に内容を記述してはどうか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 「様々な意見」は、こういう表現をするしかなかったのではないか。市政に関しては、例えば、寝屋川市で働いたり、あるいは学校に通っている子どもも含めて、様々な人が寝屋川市を利用されるので、そういった方々の意見などを反映されてこそその寝屋川市でもあるのではないかと考える。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.2 【改正の必要性はない】

「意見」には多種多様なものがあることから、条文では例示は行わず、包括的な表現である「様々な」という文言とし、現行のとおりで良いと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で「施策の決定」とあるが、議会が全ての施策の決定をしているわけではないため、別の表現を検討できないか。

- 市長及び執行機関が施策を決定するというのは非常になじむが、市が行う施策全てについて議会が決めたことが実施されているという認識で良いのか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 議決機関としての位置付けを明らかにするという趣旨で条文化した経緯がある。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.3 【改正の必要性について引き続き検討】

議会は、予算の議決権があるなど地方公共団体の意思決定を行う機関として位置付けられていること、また、条例制定時に市民検討委員会において、議会については、「意思決定する議会」「監視する議会」「意見表明する議会」として議論された経緯があることから、現在の表現となったと考えるが、より適した表現があるかについて、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で「けん制」とあるが、別の表現を検討できないか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.4 【改正の必要性はない】

行政の活動に対する議会の役割として、「けん制」という文言は一般的に使用されるものであるため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第2項は地方自治法上当然の内容であるので、第2項をもう少し詳しくしても良いのではないか。国等への意見表明など、具体的な役割を入れてはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.5 【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とすることを含め、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 議会は、けん制、監視の前提として、市の意思決定を行う責任についての自覚を持ち、ことにあたらなくてはならないと考える。そのため、「市政の進展、市民自治の推進に努める」という文言を追加してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.6 【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とすることを含め、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項について、役割を規定する条文なので、文末を「～を行う」にしてはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.7 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◎ その他の意見

- ・ 議会のみ「役割」と「責務」を2条に分けて規定されているのは、

それだけ議会の役割、仕事というのは重要であると認識されているのではないか。

- ・ 条例制定時の市民検討委員会の最終報告書では、「役割」と「責務」が一体で報告されていた。市民、議会、行政が共有する基本的な理念及び原則を定める条例であるので、議会についてきちんと定義付けをしましょうという議論があり、第13条をきっちりと規定した経緯がある。

(16) 第14条（議会の責務）

（現行条文）

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 条文の規定が努力義務になっているがどう扱うか。全体とのバランスを踏まえ議論が必要ではないか。
- 第14条から責務と書いているところは「ものとする」よりも強い義務化を図るべきではないか。「議会」から「行政」まで強い義務化を規定すれば良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.8 【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で「調査し、監視する機能」とあるが、議会の責務として充分であるか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.9 【改正の必要性はない】

議会の責務としての詳細な事項については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第2項で「開かれた議会運営」とあるが、説明がもう少し必要ではないか。例えば、議会が保有する情報の共有化、市民との情報共有等を記載できないか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.10 【改正の必要性はない】

開かれた議会運営の考え方や方法について、すでに実施されていることも含めて「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することが望ましいと考える。

(17) 第15条（市議会議員の役割及び責務）

（現行条文）

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第15条では、議員個人の資質としての在り方と、議員本来の責務が書かれているが、分けて記載すべきではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.11【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とすることを含め、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 前2条に「議会の役割」及び「議会の責務」を書いているので、その責務、役割を果たす旨を記述してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.12【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とすることを含め、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 議員一人一人が役割責務をしっかりと果たしてもらいたい、議員としての基本的な在り方、に関わるところ、政治倫理、説明責任、個人情報保護、政務活動費等、しっかりと書き込めないか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 特別職の公務員について、地方公務員法上の守秘義務は当然にあるものである。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.13 【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とするのかを含め、検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 「市政への提案、提言等」の前に、地域の課題や市民の意見を把握し、総合的な視点に立ち市民の信託に応えるといった趣旨を入れてはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.14 【改正の必要性はない】

市議会議員の役割及び責務については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載しているが、その内容が充分であるか検討する。

第 5 章 行 政

(18) 第 16 条（市長の役割及び責務）

（現行条文）

第 16 条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第 1 項について、「市民の信託」という視点を入れてはどうか。

また、市政全体を代表し、調整して方向性を定めるといったことを記載してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.15【改正の必要性はない】

市長の役割及び責務については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載しているが、その内容が充分であるか検討する。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項で「社会経済情勢及び市民ニーズの変化」とあるが、少し抽象的ではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.16【改正の必要性はない】

「社会経済情勢及び市民ニーズの変化」について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第2項について、職員の指揮監督と組織改革という視点よりは、人材育成の視点を盛り込んだ方が良いのではないか。
- 能力を評価した上で適正に配置する人材の育成が大事ではないか。人を育てるということを市長には考えてほしい。

< 検証委員会としての意見 >

第4回No.17【改正の必要性はない】

「職員を適切に指揮監督する」には、人材育成も含まれると考えられることから、条文は現行のとおりで良いと考える。

また、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

(19) 第 17 条（行政の役割及び責務）

（現行条文）

- 第 17 条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。
- 2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。
- 3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 行政内部における組織間の連携・協力について、条文に盛り込んでどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.18 【改正の必要性はない】

第 2 項中の「効率的で機能的な組織」に組織間の連携・協力に関する事項は含まれると考えられるため、条文は現行のとおりで良いと考える。

また、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

(20) 第 18 条（職員の役割及び責務）

（現行条文）

- 第 18 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。
- 2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

< 検証委員会としての意見 >

【改正の必要性はない】

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考える。

(21) 第 19 条（行政運営）

（現行条文）

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

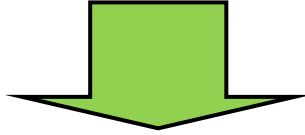
- 第五次総合計画後期基本計画において、寝屋川市総合計画審議会の最終答申により、今後の総合計画の在り方については、「平成 23 年の改正地方自治法の施行により、総合計画の策定義務が廃止されたことから、任意の策定については、今後、社会情勢の変化、市長任期との整合性など、幅広い観点から検討されたい」とされている。本条例第 19 条に記載のある総合計画の位置付けを明確にする必要があるのではないか。
- 条例の趣旨に基づき総合的な計画を策定する、他の計画との整合を図る、基本構想は議会の議決を経て定めるという条項を追加してはどうか。
- 総合計画をどう位置付けるか。見出しを変更し総合計画の内容にしてはどうか。
- 第 2 項、第 3 項として、議会の議決の必要性、他の計画は総合計画に基づく旨を規定してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.19・20・21 **【改正の必要性について引き続き検討】**

第 19 条に第 2 項として基本構想の策定に関する内容を追加することが望ましいと考える。

見出しの変更、内容、構成については引き続き検討する。



【追加案】

(行政運営)

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 総合計画以外の重要な個別計画についても、議会の議決を経て定める旨を規定してはどうか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 総合計画に基づき、個別計画を策定するため、個々の計画については、議決は不要ではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.22 【改正の必要性はない】

個別計画は、総合計画に基づき策定されること、また、個別計画に係る予算の審議も行われること等を考慮し、条文は現行のとおりで良いと考える。

また、総合計画と個別計画との関係については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）で、個別計画は総合計画の趣旨を踏まえて策定する旨を説明することが望ましいと考える。

(22) 第 20 条（財政運営）

（現行条文）

第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

○ 第 1 項に「計画的」という文言を追記してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.23 【改正の必要性はない】

「健全で持続可能な財政運営」には、計画的な財政運営という意味も含まれると考えられるため、条文は現行のとおりで良いと考える。

また、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

○ 第 2 項の主語は行政で良いのか。内容をもう少し具体的に書けないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.24 【改正の必要性について引き続き検討】

財政運営の公表については、手続きとしては市長が行うこととされている。一方で、本条例は理念条例であり、財政運営の公表は、行政の責務として位置付けられていると考える。この点を踏まえ、主語を手続き上の主体である市長とするのか、現行のとおりとするのかについて、引き続き検討する。

また、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説を記載しているが、その内容が充分であるか検討する。

◎ その他の意見

- ・ 市では、寝屋川市財政状況の公表に関する条例というものあり、整合性を図るという意味での整理が必要であるかもしれない。

(23) 第 21 条（行政評価）

（現行条文）

第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 条文の規定をもう少し具体的に書いても良いのではないか。目標設定についてや、有効性・効率性で施策を評価するという内容、評価結果のフィードバックを市民サービスにつなげるという観点等を盛り込んでどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.25 【改正の必要性はない】

本条例が基本的な理念及び原則を定めた条例であることを踏まえ、条文の内容については現行のとおりで良いと考える。

また、詳細については、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 「市民サービスの向上」より、市民満足度や市民福祉の向上の方が良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.26 【改正の必要性はない】

市民サービスを向上させることにより、市民満足度や市民福祉が向上されると考えられるため、文言は変更せず、現行のとおりで良いと考える。

(24) 第 22 条 (行政手続)

(現行条文)

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 行政手続条例の趣旨を確認し、その内容を条文に反映させてはどうか。行政手続条例の理念を伝えられるような書きぶりを検討してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.27 【改正の必要性はない】

本条項については、行政手続条例との整合が図られていることから、現行のとおりで良いと考える。

【寝屋川市行政手続条例】

(目的等)

第 1 条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに寝屋川市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(25) 第 23 条（法令遵守）

（現行条文）

第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- コンプライアンスに加え、政策法務分野の重点化に関する内容を条文に盛り込んでどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.28 【改正の必要性について引き続き検討】

条文を変更するのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とするのかを含め、検討する。

(26) 第 24 条（国、他の自治体等との連携）

（現行条文）

第 24 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 国、都道府県とは対等な協力関係である。市町村との連携を分けて書いてはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第 4 回 No.29 【改正の必要性はない】

国、都道府県、他の市町村との連携について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説を記載しているが、その内容が充分であるか検討する。

第6章 条例の実効性の確保等

(27) 第25条（この条例の位置付け）

（現行条文）

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 「最高規範性」であることを明確に条文に規定してはどうか。
- 条例制定当時は最高規範性について書ききれなかったが、他市の条例では明記しているところもある。法的な位置付けとして難しい面もあるとは思いますが、制定当時の思いを入れるためにも明記してはどうか。
- 条文に規定するのが難しければ、前文に記載する方法もある。
- 第25条の現行の条文で最高規範性を読むのなら、文末の「尊重するものである」をもう少し強い表現としてはどうか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 最高規範性については、法律は後法優先、特別法優先の基本原則がある以上、最高規範性について規定しても、現実的に運用することが難しいのではないか。
- 第25条1項で理念、原則である旨が規定され、第2項で尊重する旨を規定している。本条例が他の条例に優越することは明らかである。これで充分ではないか。
- 第25条の内容で本条例が最高規範性を有することが読み取れる。条例に「最高規範」という文言を入れる必要はないのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第5回【改正の必要性はない】

現行の内容で、本条例が最高規範性や上位規範性の性格を有し、他の条例に優越することが読み取れるため、現行のとおりで良いと考える。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 第1項及び第2項の文末について、「ものとする」となっているが「とする」とし、強調した方が良いのではないか。
- 「ものとする」は例外付きの義務規定である。強い義務付けが必要である箇所については、明確に規定にすべきである。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 「ものとする」は柔らかい表現であるものの、義務規定である。

< 検証委員会としての意見 >

第5回【改正の必要性について引き続き検討】

文末の表現については、他の条文との関係、また、条例全体の検討を踏まえ、検討を行う。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 条例の実効性を確保するための推進組織や、推進のためのPRの方法などの必要性について条例に規定してはどうか。
- 実効性の確保のためには、場の設定やそのための組織が必要である。5年に1回の検証だけでは十分ではないのではないか。
- 第2項の文末を「尊重する」ではなく、実効性をもたせるような表現としてはどうか。
- 市民への周知に関するPRの必要性を感じる。

< 検証委員会としての意見 >

第5回【改正の必要性について引き続き検討】

条例の実効性を確保するための推進組織、推進のためのPRの方法などの必要性について、条文に規定するのか、また、規定するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とするのかを含め、検討します。

(28) 第26条（住民投票制度）

（現行条文）

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 住民投票を設けることができると規定しているが、もっと具体的に規定してはどうか。住民投票制度について、別に条例を定めるといような規定を定めてはどうか
- 地方自治法には直接請求の規定のみである。政策決定に関するもののような事案の扱いを明確にすべきではないか。
- 住民投票制度の詳細を全て本条例に規定するのは難しい。位置付けを規定すればどうか。
- 「必要と認めるときは、条例を定め住民投票制度を設けることができる」と規定すればどうか。

< 検証委員会としての意見 >

第5回【改正の必要性について引き続き検討】

住民投票制度に関する規定について、条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とするのかを含め、検討する。

(29) 第 27 条（条例の検証）

（現行条文）

第 27 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

◆ 主な意見

変更した方が良い

- 検証の仕組み、検証結果への対応方法、具体的な評価の仕組みについて規定してはどうか。
- 条例の検証には、委員会での検証が必要であることを条文に規定してはどうか。
- 検証の際には、他の条例が本条例の趣旨を尊重しているか等について確認すべきではないか。
- 現行の条文だと改正の必要がない場合、その報告に関する根拠がない。根拠を明確にすべきではないか。また、検証には、委員会の裏付けを必要とすべきではないか。
- 「第 2 項で前項の検証に当たっては、市民・議会・行政からなる検証委員会を設置するものとする」と規定してはどうか。

現状のままで良い（変更する必要なし）

- 市長には、一般的な説明責任があり、それを前提とし現行の条文としているのではないか。

<検証委員会としての意見>

第 5 回【改正の必要性について引き続き検討】

条例の検証について、検証の仕組み、検証結果への対応、検証組織の位置付け、具体的な評価の仕組み等について、条文を変更するのか、また、変更するのであれば文章量・内容をどうするのか、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）での説明とするのかを含め、検討する。

◎ その他の意見

- 本条例が施行され 10 年が経過した。その評価はどのようになって
いるのか。その実績については検証の対象になるのか。10 年間の通
信簿のようなものが必要ではないのか。
- 評価については、誰が、誰に対し行うのかが、問題となる。
- 本委員会は、条文に関する検証を目的としている。行政の自己評
価ではあるが、庁内で本条例に基づき実施した事業について検証し
た。意味合いとしては実績集のような性格となっているが、現状を
把握し、確認していただき、御議論いただいている。
行政の運用として条文の検証だけいいのか、行政の不作為ではな
いのか、実績をどう評価していくのかについては考えていくべきで
ある。
- 条例の成果についてどう評価していくのか。また、その成果を市
民にどうフィードバックしていくのか。市民・議会・行政を通じて、
その検討をどう行っていくのか。
- 市民から、行政が本条例に基づきしっかりと市政運営を行っている
のかとの声を聴く。実績について、行政内部で検証しているが、
もっと幅広く市民の意見を聴いて、行政が気付かない点についても
留意し、評価しなければならないのではないか。

4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成29年8月29日(火) 市役所議会棟5階第2委員会室	○委員長及び副委員長の選出 ○会議公開の可否 ○寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法
第2回	平成29年9月26日(火) 市役所議会棟5階第2委員会室	○第1回委員会における確認事項について ・寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて ・中核市制度の概要等について ○条文の検証(前文から)
第3回	平成29年10月20日(金) 市役所議会棟5階第2委員会室	○第2回委員会における検討内容について(前文、第1条から第3条) ○条例の検証(第4条から第6条) ○寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて(第7条から) ○条文の検証(第7条から)
第4回	平成29年10月31日(火) 市役所議会棟5階第2委員会室	○条例の検証(第13条から)
第5回	平成29年11月7日(火) 市役所本庁2階第一会議室	○条例の検証(第25条から) ○これまでの振り返りについて
第6回	平成29年11月21日(火) 市役所議会棟4階第1委員会室	○提言書(案)の確認

5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属等	区分	
1	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科	1号委員 学識経験者	委員長
2	牧田 勲	摂南大学法学部法律学科	1号委員 学識経験者	副委員長
3	野々下 重夫	公明党市会議員団	2号委員 寝屋川市議会議員	
4	廣岡 芳樹	新風ねやがわ議員団	2号委員 寝屋川市議会議員	
5	中林 和江	日本共産党市会議員団	2号委員 寝屋川市議会議員	
6	桑田 信之	公募	3号委員 公募による市民	
7	中村 茂徳	公募	3号委員 公募による市民	
8	東口 啓一	公募	3号委員 公募による市民	
9	荒木 和美	総合調整監兼経営企画部長	4号委員 市職員	
10	長滝谷 保	人・ふれあい部長	4号委員 市職員	
11	松原 徹	理事(総務部担当)兼総務部長	4号委員 市職員	

計 11 人

6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則

平成 29 年 4 月 1 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 寝屋川市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) 寝屋川市職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委員となった日の属する年度の末日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。